多気町 令和8年度

保育園等入園のご案内

(令和8年4月~令和9年3月入園用)



(お問合せ先)

多気町役場 こども課 保育園係 ☎ 0598-38-1154

目次

1. 子ども·子育て支援新制度 · · · P2 2. 保育園等一覧 · · · P3 3. 入園申込み方法 ・・・ P4.5 4. 申込に必要な書類 · · · P6 5. 令和6年度の入園について ・・・ P7 6. 土曜日保育について ··· P8 7. 時間外保育について · · · P8 8. 保育料について · · · P9 9. 副食費について ··· P9 10. 延長保育について · · · P9 11. 在園児の継続入園について · · · P10 12. 病児・病後児保育について ・・・ P10 13. 一時保育について ··· P10 14. ファミリーサポートセンターについて ••• P10 15. 子育て支援センターについて ・・・ P11

16. 相談サポートセンターについて ··· P11

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連3法に基づき平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されることになり、新制度に移行した保育園・認定こども園・幼稚園などの利用を希望する方は、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定は3年間有効ですが、就労から出産への認定事由が変更となる場合、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合も申請が必要となります。

○教育・保育給付認定の種類

※ 令和8年4月1日時点

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で幼児教育を希望する子ども	認定こども園(教育・幼稚園部門) 幼稚園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	認定こども園(保育・保育園部門)

[※]町内に幼稚園はありません。

○教育・保育給付認定に対する基本の利用時間

認定区分	基本保育時間対象となる子ども	利用できる施設・基本利用時間		
1号認定	教育標準時間 1日4時間以上 (休園日:土・日・祝日・長期休暇期間有)	認定こども園(教育・幼稚園部門) 9:00 ~ (預かり保育あり)		
	保育短時間 1日8時間まで	保育園・認定こども園(保育・保育園部門)		
2 号 認定	(休園日:日·祝日·年末年始等)	$8:30 \sim 16:30$		
3号認定	保育標準時間 1日11時間まで	保育園・認定こども園(保育・保育園部門)		
	(休園日:日•祝日•年末年始等)	$7:00 \sim 18:00$		

^{※「}保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1カ月あたり64時間です。

○保育を必要とする事由

多気町に住民登録のある児童で、

- 1 保護者などが日中、家庭外及び家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- 2 保護者(母親)が出産の前後の場合(産前8週、産後8週)
- 3 保護者が病気、負傷、心身に障害がある場合
- 4 保護者が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合
- 5 自宅が災害に遭い、その復旧にあたっている場合
- 6 保護者が就職活動(起業準備含む)をしている場合(最大3ヶ月まで)
- 7 日中、保護者が就学、又は就労のための技術取得をしている場合(通信制は除きます)
- 8 その他、保護者が明らかに保育をできない事情がある場合
- ※保護者及び同居のご家族など(65歳未満の方)が以上のような状況にあり、家族の誰もお子さんを保育できない場合に限ります。(※同居は敷地内同居を含む)
- ※3号認定の申込みについては、就職、出産、介護等、真にやむをえない場合に限ります。「集団生活を経験させたい」、「下の子を保育したい」などの理由では申込みできません。

[※]保育短時間のコア時間(8時30分~16時30分)を超える保育が必要な方は、すべて保育標準時間の認定となります。

保育園等一覧

※年齢は令和8年4月2日時点の年齢です

区分	施設名	所在地	電話	定員(人)	入園受入年齢	保育可能時間	教育·保育 給付認定 区分
	2 **	井内林	90, 9105	60	3歳児から (教育部門)	9:00 ~ 13:00	1号認定
	津田認定こども園	138-1	38–2195	60	1 歳児から (保育部門)	8:00 ~ 17:00	2•3 号認定
町立	* ^{5 か} 相可保育園	兄国 465-7	38-2198	180	0 歳児 (1 歳到達)から	7:00 ~ 19:00	
	*	仁田 11	39-3364	120	0 歳児 (生後6ヶ月)から	7:00 ~ 19:00	2•3 号認定
	勢和保育園	下出江 10	49–3707	180	0 歳児 (1歳到達)から	7:00 ~ 19:00	
私	たきもり	西山 529-	20.0044	15	3 歳児から (幼稚園部門)	9:00 ~ 14:00	1号認定
立 多気の核	多気の社こども園	きままり 多 気の杜こども園 8	39–8844	60	0 歳児 (生後57日目)から (保育園部門)	7:00 ~ 19:00	2·3 号認定

[・]障がい児保育は、すべての園で実施しております。入園対象となるお子さんのなかで、身体の障がいや発達に課題をもつなど、保育士による特別な配慮を必要とする児童を対象とした保育です。

・多気地区の公立園(相可・佐奈・津田)は令和9年度に統合を予定しています。令和8年度末時点で3 園のいずれかに在園し、他の2園への転園を希望しない場合は新統合園に移ることになります。 統合される元の3園は閉園となりますのであらかじめご承知おきください。

入園受入年齢(クラス)	生年月日	
5歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日	
4歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日	
3歳児	令和4年4月2日 ~令和5年4月1日	
2歳児	令和5年4月2日 ~令和6年4月1日	
1歳児	令和6年4月2日 ~令和7年4月1日	
0歳児	令和7年4月2日 ~ ※産後57日目より	

申込状況により、入園を待機していただく場合や希望の園に入れない場合があります。 また、園や児童数によっては異年齢混合保育を実施する場合があります。

入園申込み方法

◆保育部門・保育園部門(2・3号)で入園を希望される方◆

津田認定こども園の1号認定は、2・3号認定と同様の下記の申請方法とします。

令和8年4月~令和9年3月中に入園を希望される方は、入園申込書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、下記の受付日に<u>第一希望</u>の保育園等に直接来園して申し込みをしてください。(必要書類については6ページをご確認ください)。

また、受付の際には、入園希望の児童を同伴してお越しください(児童が1歳未満の場合は保護者のみでも結構です)。

※発熱等の風邪症状や体調不良がある場合は来園をお控えいただき、ほかの園の受付日にお越しいただくか、後日ご連絡の上多気町役場こども課へお越しください。

<入園申込受付日> ※園で受付を行います。

施設名	申込受付日	電話番号(0598)
* 生态 佐奈保育園	10月21日(火) 9:00-10:30	39–3364
ぉぅゕ 相可保育園	10月22日(水) 9:00-11:30	38-2198
津田認定こども園	10月23日(木) 9:00-10:30	38-2195
勢和保育園	10月24日(金) 9:00-10:30	49-3707
を き きり とり 多気の杜こども園	10月28日(火) 9:00-10:30	39-8844

・上記の時間は受付時間となりますので、上記の時間を超過してお待ちいただく場合があります。

- 第一希望の園の受付日に都合がつかない場合は、他の保育園でも受付を行います。
- ・保育園指定日のすべてに都合がつかない場合は、多気町役場こども課で受付を行いますが、事前に来庁日時をお電話でご相談のうえお越しください。
- ・第一次募集分として 10 月 31 日に一旦締め切ります。以降も随時受け付けますが、原則として第一次募集 分を優先します。

< 入園決定までのおもなスケジュール>

令和7年 10月 1日~	入園申込書の配付、受付開始		
令和8年 1月下旬 ~ 2月上旬	入所承諾(内定通知)・不承諾決定通知書発送		
令和8年 3月中旬	保育料决定通知発送(4月入園分)		

- ・保育園生活の詳しいお知らせは、入所承諾後に保育園からご案内します。
- ・令和8年度入園式は令和8年4月3日の予定です(多気の杜こども園は入園式なし)。

◇幼稚園部門(1号)で入園を希望される方◇

多気の杜こども園 1 号認定の入園申請に必要な書類一式は、多気の杜こども園にて受け取り可能です。 入園申請に関しては、多気の杜こども園へお問い合わせください。

① 入園申込書を記入の上、園にて申込みをしてください。

多気の杜こども園 に 直接 ご提出ください。

② 認定こども園から入園の内定を受け、お住まいの自治体へ申請をしてください。

多気の杜こども園から入園の内定を受けたのち、お住まいの自治体にて施設等利用給付の申請手続きを行ってください。申請方法は、各自治体にお問合せください。多気町在住の方は、多気町役場こども課にて申請用紙の受け取り、手続き可能です。

③ 認定こども園を通じて、お住まいの自治体から支給認定証が交付されます。

お住まいの自治体より支給認定証が発行されます。大切に保管してください。

〈 施設等利用給付申請とは 〉

1号認定の預かり保育を利用される方が、幼児教育・保育の保育料無償化(軽減)の給付を受けるために必要な認定です。保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから預かり保育の利用日数に応じて月額11,300円(日額450円)まで無償化されます。

< 入園決定までのおもなスケジュール >

随時	入園申込書の配布、受付
入園の内定を受けた方から(順次)	施設等利用給付認定申請手続き
令和8年1月下旬 ~ 2月上旬	支給認定証発送

[※]定員になり次第、締め切ります。

申込みに必要な書類

下記の①から⑤について、受付時に提出してください。 【<u>事前に記入しておいてください</u>】 ※お子さん2人以上の同時申込みをする場合、①・②・⑤の書類は1部あればけっこうです。

- ① 教育•保育給付認定申請書
- ② 多気町保育園入園申込書

▶ お子さん1人につき1部必要です

③ すこやかひょう

④ 2・3号認定希望のお子さんは保育を必要とすることを証明する書類(1号認定希望の方は不要)

書類内容	就労中	産前産後 休暇中	就労内定	出産 予定	傷病 障害	看護 介護	就学中
就労証明書	0	0					
就職決定証明書			0				
母子手帳のコピー				\circ			
療養状況申告書					0		
看護•介護付添状況申告書						0	
診断書等の状態確認書類					Δ	Δ	
在学証明書と時間割表							0

※保護者及び同居家族(敷地内含む、65 歳未満の方)について、上記の書類が必要になります。 保護者の一方が単身赴任等で別住所の場合も世帯員に含め、上記の書類を添えてください。

※就労証明書の用紙、その他申告用紙が追加で必要な方はこども課までご連絡ください。

多気町ホームページからダウンロードしてお使いいただくこともできます。

- ※傷病理由での申請は手帳をお持ちの場合を除き、診断書の提出が必要です。また、看護・介護の場合も対象の方の状態を証明できる書類の提出が必要な場合があります。
- ※採用予定で証明書を提出された方は、就労後に就労証明書の提出が必要です。
- ※求職中での申請の方は、就労でき次第、就労証明書を提出してください。10 月事前申込の方は 原則入園後1ヶ月以内にご提出ください。最長でも入園後3ヶ月以内に提出する必要があります。

⑤ その他書類

- 多気町税等口座振替依頼書(保育料) …3 歳児以上は延長保育の月額利用見込み者のみ
- 世帯全員分の個人番号確認書類、及び申請者の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)
- 多気町に転入予定の方は、転入確約書及び世帯員全員の住民票
- 保育料の算定に必要な税情報が照会できない場合、令和6年中の収入がわかる書類の提出をお願いすることがあります。
- その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

★自営業の方の就労証明について

- 株式会社等、法人化されている場合は法人として就労証明書を発行してください。追加書類は不要です。
- 法人化していない個人事業主の場合は自身でご記入の上、<u>開業届の写しまたは最新の確定</u> 申告書の写しを添付してください。民生委員の証明を受ける場合は、専用の欄のある就労証明 書をお渡ししますのでお申し出ください。



<入園申込みにおいての留意点>

- ・希望する園に入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・入所児童の人数によっては、異年齢混合保育を実施する場合があります。
- ・申込みは先着順ではありません。提出書類等により、入園に関する基準にて決定します。
- ・入園当初には、お子さんが保育園での生活に慣れてもらうために、通常の保育時間よりも短い時間での保育(ならし保育)を1週間ほど行います(児童により異なります)。
- ・申込み内容と事実が異なる場合は、入園決定を取り消すことがあります。
- ・申込み後にご家庭の状況に変更があった場合は、速やかにこども課へお知らせください。 (住所、保護者、連絡先、就労状況および育休復帰日、家族構成、児童の健康状況など)
- ・申込み後に入園の必要がなくなった場合は、速やかにこども課へお知らせください。

令和8年度中の受付について

- ・令和8年1月以降において、令和8年度の入園申込みをされる方は、入園希望月の前月10日までに、 こども課まで申込書類一式を提出してください。
- ・年度途中からの入園申込み(転入、就職など)の場合は、保育園の定員に余裕がある場合に限り入園 することができます。
- ・入園日は、原則、毎月1日になります。
- ・申込みに必要な書類、申込み時の留意点は、新年度の入園申込方法と同じです。
- ・電話での受付けは行っていません。必ず申請書類を提出してください。

◇保育園の見学について

事前に保育園にお問い合わせください。基本的にはいつでも可能ですが、行事等の都合で日時を変更していただくことがあります。

◇お子さんの発達がゆっくりと思われる場合の申込み

事前にこども課までご相談ください。

お子さんの状況について聞き取りを行ったり、かかりつけの医師から診断書や所見を提出していただく ことがあります。また、お子さんが集団生活へ入った状況を確認させていただくため、体験保育をお願い する場合もあります。

お子さんの発達に心配なことがありましたら、ご連絡ください。

◇食物アレルギーをお持ちのお子さんの申込み

事前に保育園等までご相談ください。

全園において、アレルギー除去食の対応を行っていますが、重度の食物アレルギー等の場合、 除去対応できないことがあります。

そのときは、ご家庭にお弁当等のご協力をお願いすることもありますが、ご了承ください。

土曜日保育について

<1号認定者> 実施しません。

<2.3号認定者>

町立:午前8時30分 ~ 午後4時30分

お弁当の持参をお願いします。

私立:午前7時00分~午後7時00分

認定こども園の給食を食べて頂きます。

土曜日保育実施園・・・佐奈保育園、多気の杜こども園

(津田認定こども園、相可保育園、勢和保育園の園児は、佐奈保育園での利用になります)

時間外保育(延長保育)について

- ・勤務時間や通院等の関係、または母親の出産等で家族が送迎するため、通常保育時間内に保護者等の送迎が困難な場合において、時間外保育(延長保育)を実施しています。家庭内労働の方、同居親族(祖父母等)がいる場合は原則として認められません。
- ・利用される方は、入園決定後に園にお申し込みください(時間外保育は有料になります)。
- ・1 日単位で延長保育を利用することもできます(別途料金が必要です)。

時間外保育

(延長保育) 町立: 平 日 午後6時 ~ 午後7時

土曜日 原則、実施しておりません。

私立: 平 日 午後6時 ~ 午後7時

土曜日 午後6時 ~ 午後7時

※ 時間外保育実施園・・・ 相可保育園、佐奈保育園、勢和保育園、多気の杜こども園



保育料について

保育料については「**多気町特定教育・保育施設に係る利用者負担額表**」をご覧ください。

- ・保育料は、保護者(父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者))の所得に対する住民税額を基に 算定します。4月~8月分の保育料は前年度分の住民税額、9月~翌年3月分の保育料は当年度分の住 民税額を基に決定します(3歳児から5歳児および0歳児から2歳児の非課税世帯の保育料は無償)。
- ・保育料の支払いは、毎月月末(12 月は 25 日頃)に口座から振替します(月末が金融機関の休業日の場合 は、翌営業日)。残高不足などで口座振替ができなかった場合は、現金にて納付していただきます。
- ・私立園は園で保育料を徴収します。徴収方法等については園へご確認ください。
- ・納付義務者の失業や疾病により、著しく所得が減少していて保育料の納付が困難な場合は、減免制度が 適用される場合がありますので、こども課にご相談ください。
- ・保育料の未納が続いた場合は、児童手当からの徴収を行います。(児童手当法第21条及び第22条)
- ・「多気町特定教育・保育施設に係る利用者負担額表」は制度改正等により変更になる場合があります。

給食費について ※給食費には主食費(お米、パン代)と副食費(おかず、おやつ代)があります。

■3 歳児~5 歳児

主食費・副食費は町補助により免除しています。

■0 歳児~2 歳児

給食費は保育料に含まれていますので、多気町特定教育・保育施設に係る利用者負担額表に基づい て算出された保育料をお支払いいただきます。

延長保育料

時間	標準時間認定(月額)	短時間認定	
7:00-8:30		—【注1】	
8:30-16:30	通常保育(標準)	通常保育(短時間)	
16:30-18:00		—【注1】	
18:00-19:00	30分につき月額1,000円	— [在1]	

- 【注 1】短時間認定の方で、基本の8時間(8時30分~16時30分)を超える保育をご希望の場合は、標準時間での認 定申請をしていただくか、1日400円の延長保育をご利用ください。
- ※月額の延長保育を利用される場合、日割り計算は行いません。
- ※同一世帯で2人以上のお子さんが同時に入園している場合の延長保育料(月額)は、2人目半額、3人目以降は 無料となります。
- ※保育料無償化の対象となる方でも、延長保育を利用される場合、延長保育料をお支払いいただきます。

在園児の継続入園について

現在入園しているお子さんについて、翌年度も保育が必要な場合は、保育園継続入園の手続きが必要になります(9~10月頃に保育園を通してお知らせします)。

病児・病後児保育について

いまだ病気の回復期にいたらない場合や病気の回復期にあって集団保育を受けることが困難な場合は、 一時的にお預かりする保育を実施しています。(詳しくはチラシ参照)

委託先 :総合託児施設「アリス」 おおはし小児科併設 (松阪市大足町 ☎:0598-21-7722)

病児・病後児保育施設「ミー」安田小児科内科併設(松阪市上川町 ☎:0598-28-8832)

対象児童:町内に在住の小学校6年生以下の児童で、入院の必要はないが完治しておらず集団保育が 困難な場合。

利用方法:原則として、事前登録が必要です(保育料 日額一人2,000円)。

アリス:登録申請用紙に必要事項を記入してこども課などへ申込みください。

ミー:インターネット予約サービス「あずかるこちゃん」へ登録してください。(チラシ参照)

一時保育について

保護者の入院・介護などの理由で、保育が必要な児童を一時的に保育園の定員の空きを利用してお預かりする保育を実施しています。

対象児童: 多気町に住民登録がある(一部例外あり)満1歳から小学校就学前までの児童

保育期間: 原則14日間までの必要な日数 (開所日時:月~金 午前8時30分~午後4時30分)

負担金: 日額2,000円(生活保護法による被保護世帯 0円)

利用方法 : 事前に一時保育事業利用申込書に必要事項を記入しこども課へお申込みください。

基本的に、利用希望月の前月の10日までにお申し込みください。

ファミリー・サポート・センターについて

仕事の都合で保育園などの送迎ができない場合や、病院へ通うときなど育児のサポートを行います。 多気町においては、子育てのお手伝いをしたい「援助会員」、手助けをしてほしい「依頼会員」、その両方 の「両方会員」で組織され、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動です。

※ファミリー・サポート・センターとは、保育施設ではなく、会員組織(有償ボランティア)のことです。

※会員になるには事前に登録が必要です。

<問合わせ先>

たき児童館 38-7750



子育て支援センターについて

乳幼児のお子さんをお持ちの保護者を対象に、育児相談や子育ての情報提供を行うとともに、子育てサークルへの支援を行っております。発育、離乳食に関することや、お子さんの友達関係などお気軽にご相談ください。

場所

相談サポートセンターについて

乳幼児から 18 歳までのお子さんについてご心配なことがあればどんなことでも相談に応じます。 保育士、保健師が相談を担当します。

相談受付日 月曜日~金曜日(年始年末・祝日除く) 午前 9時 から 午後5時 まで 連絡先 たき児童館内 相談サポートセンター **☎** 38-7750

